



熊本県公報

第13121号
令和4年(2022年)
4月19日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1

公 告

- 土地改良事業(維持管理)計画の変更…………… (農村計画課) 2
- 土地改良区連合の清算人退任…………… (") 2
- 令和4年度(2022年度)狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査の実施…………… (自然保護課) 2
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5

登 載 依 頼

- 第1回熊本県環境影響評価条例施行規則検討委員会の開催…………… (環境審議会) 5

告 示

熊本県告示第338号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)4月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)4月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知 火線	宇土市網津町字東谷 2182番3地先から 宇土市網津町字南谷 2867番2地先まで	60.5	単道改

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)4月19日

熊本県告示第339号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

令和4年(2022年)4月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町二間戸字木場1585番、1590番、1593番、1594番、字大川1644番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字木場1585番・1590番・1593番・字大川1644番1(以上4について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧

に供する。)

公 告

熊本県公告第259号

令和3年(2021年)11月16日付けで熊本市南区に事務所を置く熊本平野南部土地改良区理事長北野安正から申請のあった熊本平野南部土地改良区土地改良事業(維持管理)計画の変更については、令和4年(2022年)3月31日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第11項により公告する。
令和4年(2022年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第260号

熊本市に事務所を置く清算法人小白土地改良区連合の清算人が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。
令和4年(2022年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

清算人氏名	住 所
中村 亘	玉名市天水町小天232番地
小崎 泰成	熊本市西区河内町白浜9番地
井上 登雄	玉名市天水町小天1996番地
工藤 信也	玉名市天水町小天897番地
井元 一雄	熊本市西区河内町白浜1047番地
池田 栄	玉名市天水町小天759番地1
坂本 順治	熊本市西区河内町白浜912番地
中川 秀敏	熊本市西区河内町白浜1105番地

熊本県公告第261号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条並びに第51条第2項及び第4項の規定により、令和4年度(2022年度)狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。
令和4年(2022年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 20歳に満たない者(網・わな猟に限り18歳に満たない者)
- (2) 次のいずれかの病気にかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)
 - ウ てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者((1)から(3)までのいずれかに該当する者を除く。)
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号に該当するに至ったとして狩猟免許の全部又は一部を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

2 試験等の内容

- (1) 狩猟免許試験の内容
 - ア 狩猟に関する知識試験
択一式の筆記試験により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
 - イ 狩猟に関する適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - ウ 狩猟に関する技能試験

- 狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）ごとに行う。
- (2) 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容
- ア 狩猟に関する適性検査
視力、聴力及び運動能力について行う。
- イ 狩猟に関する講習
法及び法施行令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理について行う。ただし、本年度は事前に自宅で3時間以上「狩猟読本」により学習し、当日は履修状況を記載したチェックシートを提出することで履修とみなす。
- 3 試験等の日程及び場所
- (1) 狩猟免許試験については、別表1のとおりとする。
- (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表2のとおりとする。
- 4 申請手続
- (1) 申請書類の請求先
- ア 熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課
- イ 熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課
- ウ 熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課
- エ 熊本県県北広域本部菊池地域振興局農林部林務課
- オ 熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課
- カ 熊本県県南広域本部八代地域振興局農林部林務課
- ク 熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課
- ケ 熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課
- コ 熊本県天草広域本部天草地域振興局農林部林務課
- サシ 熊本県環境生活部環境局自然保護課
- 一般社団法人熊本県猟友会
- (2) 申請書類の提出先
- ア 狩猟免許試験
- (ア) 第1回から第4回までの狩猟免許試験の場合
申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務（森林保全）課（申請者の住所地が熊本市の区域内にある場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課）とする。
- (イ) 第5回及び第6回の狩猟免許試験の場合
熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。
- イ 狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習
原則として、申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務（森林保全）課（申請者の住所地が熊本市の場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課）とする。ただし、令和4年（2022年）9月4日実施に係る分については、熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。
- (3) 申請書類の受付期限
狩猟免許試験又は狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日の16日前までに必着のこと。
- (4) 提出書類等
- ア 狩猟免許試験
- (ア) 狩猟免許申請書 1部
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの） 1部
- (ウ) 1の(2)から(4)までに該当しない者である旨の医師の診断書 1部
（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、これに代えることができる。）
- (エ) 84円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1部
- イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習
狩猟免許有効期間更新申請書 1部
- ア (イ) から (エ) までに掲げる提出書類等
- (5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。
- ア 狩猟免許申請手数料5,200円（既に網猟、わな猟、第一種銃猟又は第二種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあつては、3,900円）
- イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,900円
- 5 試験等当日の携行品
- (1) 受験票
- (2) 筆記用具
- (3) マスク
- (4) 履修状況チェックシート（狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習出

- 席者のみ)
- 6 その他
- (1) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。
 - (2) 不明の点は、4(1)アからサまでの各請求先に問い合わせること。
 - (3) 偽りその他不正の手段により受験される場合は、法により罰せられますので、御注意ください。
- (例) 県外に住所を有していることを偽って熊本県で受験する場合

別表1 狩猟免許試験実施日程及び場所

区 分	日 程	場 所
第1回試験 (いずれかの 1日を受験)	令和4年(2022年)6月25日 (土)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
	令和4年(2022年)6月26日 (日)	
第2回試験	令和4年(2022年)7月9日 (土)	中小企業大学校人吉校大教室
第3回試験 (いずれかの 1日を受験)	令和4年(2022年)8月6日 (土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
	令和4年(2022年)8月7日 (日)	
第4回試験	令和4年(2022年)8月27日 (土)	熊本県天草総合庁舎大会議室
第5回試験	令和4年(2022年)11月19日 (土)	八代市内会場
第6回試験	令和5年(2023年)1月22日 (日)	熊本県庁本館地下大会議室

別表2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
令和4年(2022年)6月19日(日)	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
令和4年(2022年)7月2日(土)	熊本県上益城総合庁舎大会議室
	熊本県菊池総合庁舎大会議室
令和4年(2022年)7月3日(日)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
令和4年(2022年)7月10日(日)	熊本県庁本館地下大会議室
令和4年(2022年)7月23日(土)	熊本県玉名総合庁舎1階ロビー
	熊本県芦北総合庁舎大会議室
	熊本県球磨総合庁舎寺町別館(旧人吉保健所)
	熊本県天草総合庁舎大会議室
令和4年(2022年)7月24日(日)	多良木町多目的研修センター2階研修室
令和4年(2022年)7月30日(土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
	山都町矢部保健福祉センター「千寿苑」
	熊本県八代総合庁舎大会議室
令和4年(2022年)7月31日(日)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
令和4年(2022年)9月4日(日)	熊本県庁

熊本県公告第262号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
牛塚 孝	人吉市上原田町牛塚	球磨郡山江村大字万江甲字榎木町176番1
農事組合法人万江の里	球磨郡山江村万江甲	球磨郡山江村大字万江甲字熊山鶴75番1ほか2筆
岩本 重秋	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田乙字北永シ切1748番1
山北 照雄	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田乙字炭床759番ほか2筆
有限会社球磨テック	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡錦町大字西字追瀬770番ほか6筆
有限会社球磨テック	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡錦町大字西字下須1495番1ほか1筆
有限会社球磨テック	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡錦町大字西字下須1503番1ほか1筆
有限会社球磨テック	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡錦町大字西字下須1497番1
有限会社球磨テック	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡錦町大字西字松里1299番ほか1筆

2 認可年月日

令和4年(2022年)4月8日

熊本県公告第263号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字寺迫字日待1195番1
459.08平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
阿蘇郡西原村大字布田1155番地1カーサ・スリーゼ202号
南利 杏子

登載依頼

熊本県環境審議会公告第2号

第1回熊本県環境影響評価条例施行規則検討委員会の会議を、次のとおり開催する。

令和4年(2022年)4月19日

熊本県環境審議会会長 嶋田 純

- 開催日時
令和4年(2022年)4月25日(月)午前9時30分から正午まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 議題
(1) 委員長及び副委員長の選出
(2) 熊本県環境影響評価条例施行規則の改正について
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。
(2) 傍聴希望者が11名以上いる場合は抽選により傍聴者を決定する。

(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話096-333-2268